

秋田市公報

あきた

第1170号

令和4年05月10日

秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

目次

公平委規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	公平委員会（第1号）	4
--------------------------	------------	---

告示

収納代理金融機関の指定について	会計課（第104号）	6
指定納付受託者の指定について	市民課（第105号）	7
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第106号）	8
災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所の指定について	防災安全対策課（第107号）	15
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定の取消しについて	防災安全対策課（第108号）	21
災害対策基本法に基づく指定避難所の指定について	防災安全対策課（第109号）	23
令和4年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について	資産税課（第110号）	25
指定した土地の区域の変更について	都市計画課（第111号）	26
指定した土地の区域の変更について	都市計画課（第112号）	27
指定納付受託者の指定について	新屋ガラス工房（第113号）	28
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課（第114号）	29
一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境総務課（第115号）	48
空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について	環境総務課（第116号）	49
公の施設に係る指定管理者の告示事項の変更について	観光振興課（第117号）	50
出納員および現金取扱員の委任等について	会計課（第118号）	52
指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について	介護保険課（第119号）	56

指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について	介護保険課（第120号）	57
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第121号）	58
秋田県知事から令和4年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査の実施について	地籍調査室（第122号）	59
自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について	交通政策課（第123号）	60
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第124号）	62
国民健康保険税督促状の公示送達について	国保年金課収納推進室（第125号）	63
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について	障がい福祉課（第126号）	64
秋田市景観計画の変更について	都市計画課（第127号）	65
指定居宅介護支援事業者の廃止について	介護保険課（第128号）	66
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第129号）	67
令和3年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について	国保年金課（第130号）	68
令和3年度後期高齢者医療保険料納入通知書の公示送達について	後期高齢医療課（第131号）	69
身体障害者福祉法による医師の指定辞退について	障がい福祉課（第132号）	70
指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の廃止について	障がい福祉課（第133号）	71
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第134号）	72
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第135号）	73
秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について	環境都市推進課（第136号）	74
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第137号）	75
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第138号）	76
認可地縁団体の告示事項の変更について	生活総務課（第139号）	77

教委告示

教育委員会定例会の招集について	教育委員会総務課（第6号）	78
-----------------	---------------	----

農委告示

農業委員会総会の招集について	農業委員会事務局（第4号）	79
----------------	---------------	----

公告

都市計画の案の縦覧について	都市計画課	80
都市計画の変更の案の縦覧について	都市計画課	81
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	82
予防接種法に基づき実施する令和4年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について	健康管理課	83
秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託の公募型プロポーザルの実施について	都市総務課	97
許可した開発行為に関する工事の完了について	都市計画課	100
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	101
大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について	商工貿易振興課	103
農用地利用集積計画の策定について	農業農村振興課	105
市有地の売払いについて	財産管理活用課	106
選管公告		
令和3年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について	選挙管理委員会事務局	109

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月22日

秋田市公平委員会

委員長 佐々木 俊 幸

秋田市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項所属機関の項中

「 まちづくり戦略室
室長 参事

」

を

「 まちづくり戦略室
室長 参事 副参事

」

に、

「 動物園
事務長 副参事 園長補佐

を

「 動物園
事務長

参事 副参事 園長補佐

に、

「 保健所
所長 次長 課長 担当課
長補佐 副参事

長 参事 課

を

「 保健所
所長 理事 次長 課長 担当課長 参
事 課長補佐 副参事

「 保育所

「 保育所

に、

寺内保育所長

を

河辺保育

所長

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項の規定に基づき、本市収納代理金融機関を次のとおり指定したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定する金融機関
株式会社北日本銀行全店舗
- 2 指定年月日
令和4年4月1日
- 3 取扱事務
本市の公金収納事務

秋田市告示第105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

(1) 株式会社秋田国際カード

秋田市大町一丁目3番8号

(2) 株式会社秋田ジェーシービーカード

秋田市大町二丁目4番44号

(3) 三井住友カード株式会社

東京都江東区豊洲二丁目2番31号 S M B C 豊洲ビル

(4) 株式会社ジェーシービー

東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア

2 指定納付受託者に納付させる歳入

別紙（省略）のとおり

3 指定納付受託者を指定した年月日

令和4年4月1日

秋田市告示第106号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の6第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所の指定を次のとおり取り消したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称 イオンリテール株式会社イオン土崎港店敷地
所在地 秋田市土崎港南二丁目地内
対象 津波
収容人数 10,480人
- 2 名称 チャレンジオフィスあきた（3階〔大小多目的室、通路〕、
屋上）
所在地 秋田市土崎港西三丁目9番15号
対象 津波
収容人数 970人
- 3 名称 築山小学校体育館
所在地 秋田市檜山古川新町55番地の1
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 346人
- 4 名称 旭北小学校体育館
所在地 秋田市山王三丁目1番35号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 364人
- 5 名称 中通小学校体育館
所在地 秋田市中通五丁目8番22号

- 対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 300人
- 6 名称 旭南小学校体育館
所在地 秋田市旭南一丁目15番1号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 409人
- 7 名称 牛島小学校体育館
所在地 秋田市牛島東六丁目6番1号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 417人
- 8 名称 広面小学校体育館
所在地 秋田市広面字蟹沢29番地
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 347人
- 9 名称 上新城小学校体育館
所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 225人
- 10 名称 仁井田小学校体育館
所在地 秋田市仁井田本町四丁目7番1号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 337人
- 11 名称 四ツ小屋小学校体育館
所在地 秋田市四ツ小屋字街道東256番地の1
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 326人
- 12 名称 東小学校体育館
所在地 秋田市東通二丁目11番1号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 329人

- 13 名称 大住小学校体育館
所在地 秋田市仁井田字西潟敷33番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 329人
- 14 名称 戸島小学校体育館
所在地 秋田市河辺戸島字本町123番地
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 292人
- 15 名称 秋田東中学校体育館
所在地 秋田市手形休下町10番51号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 591人
- 16 名称 秋田南中学校体育館
所在地 秋田市南通宮田15番1号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 654人
- 17 名称 山王中学校体育館
所在地 秋田市山王三丁目1番24号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 653人
- 18 名称 城東中学校体育館
所在地 秋田市広面字鍋沼17番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 677人
- 19 名称 上新城小学校グラウンド
所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
対象人数 4,555人
- 20 名称 泉小学校グラウンド
所在地 秋田市泉中央六丁目2番1号

- 対象 洪水
収容人数 4,555人
- 21 名称 広面小学校グラウンド
所在地 秋田市広面字蟹沢29番地
対象 洪水
収容人数 5,715人
- 22 名称 保戸野小学校グラウンド
所在地 秋田市保戸野すわ町9番60号
対象 洪水
収容人数 3,670人
- 23 名称 八橋小学校グラウンド
所在地 秋田市八橋大沼町7番1号
対象 洪水
収容人数 5,215人
- 24 名称 戸島小学校グラウンド
所在地 秋田市河辺戸島字本町123番地
対象 洪水
収容人数 7,085人
- 25 名称 秋田東中学校グラウンド
所在地 秋田市手形休下町10番51号
対象 洪水
収容人数 4,120人
- 26 名称 秋田西中学校グラウンド
所在地 秋田市新屋大川町19番75号
対象 洪水
収容人数 10,260人
- 27 名称 八橋陸上競技場
所在地 秋田市八橋運動公園1番10号
対象 洪水
収容人数 14,725人

- 28 名称 八橋球技場
所在地 秋田市八橋運動公園地内
対象 洪水
収容人数 8,130人
- 29 名称 八橋硬式野球場
所在地 秋田市八橋運動公園1番7号
対象 洪水
対象人数 8,815人
- 30 名称 八橋第2球技場・健康広場
所在地 秋田市八橋運動公園地内
対象 洪水
収容人数 4,970人
- 31 名称 勝平市民グラウンド
所在地 秋田市新屋豊町153番地1
対象 洪水
収容人数 11,770人
- 32 名称 前谷地近隣公園
所在地 秋田市外旭川字前谷地地内
対象 洪水
収容人数 10,000人
- 33 名称 金足地域センター
所在地 秋田市金足小泉字上前55番地
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 72人
- 34 名称 南部市民サービスセンター（多目的ホール）
所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 127人
- 35 名称 中央市民サービスセンター（多目的ホール）
所在地 秋田市山王一丁目1番1号

- 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 125人
- 36 名称 秋田県立秋田高等学校陸上競技場
所在地 秋田市手形字中台1番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り
収容人数 7,500人
- 37 名称 秋田県立秋田北高等学校グラウンド
所在地 秋田市千秋中島町8番1号
対象 洪水
収容人数 4,000人
- 38 名称 秋田県立秋田工業高等学校多目的グラウンド
所在地 秋田市保戸野金砂町3番1号
対象 洪水
収容人数 5,475人
- 39 名称 学校法人日本赤十字学園日本赤十字秋田看護大学・日本赤十字秋田短期大学グラウンド
所在地 秋田市上北手猿田字苗代沢17番地3
対象 洪水
収容人数 4,700人
- 40 名称 国立大学法人秋田大学陸上競技場
所在地 秋田市手形住吉町6
対象 洪水
収容人数 14,150人
- 41 名称 国立大学法人秋田大学野球場
所在地 秋田市手形学園町1
対象 洪水
収容人数 10,185人
- 42 名称 国立大学法人秋田大学附属中学校屋外運動場
所在地 秋田市保戸野原の町7番75号
対象 洪水

収容人数 4,275人

43 名称 南部市民サービスセンター別館（多目的ホール）

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震

収容人数 121人

秋田市告示第107号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定緊急避難場所

- 1 名称 イオン東北株式会社イオン土崎港店敷地
所在地 秋田市土崎港南二丁目地内
対象 津波
収容人数 10,480人
- 2 名称 旧チャレンジオフィスあきた（3階〔大小多目的室、通路〕、屋上）
所在地 秋田市土崎港西三丁目9番15号
対象 津波
収容人数 970人
- 3 名称 築山小学校2階体育館
所在地 秋田市檜山古川新町55番地の1
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
対象人数 346人
- 4 名称 旭北小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
所在地 秋田市山王三丁目1番35号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 364人
- 5 名称 中通小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
所在地 秋田市中通五丁目8番22号

- 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 300人
- 6 名称 旭南小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
 所在地 秋田市旭南一丁目15番1号
 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 409人
- 7 名称 牛島小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
 所在地 秋田市牛島東六丁目6番1号
 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 417人
- 8 名称 広面小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
 所在地 秋田市広面字蟹沢29番地
 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 347人
- 9 名称 下新城小学校体育館
 所在地 秋田市下新城笠岡字佐戸反10番地
 対象 洪水
 収容人数 304人
- 10 名称 旧上新城小学校体育館
 所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
 対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 225人
- 11 名称 仁井田小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
 所在地 秋田市仁井田本町四丁目7番1号
 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 337人
- 12 名所 四ツ小屋小学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
 所在地 秋田市四ツ小屋字街道東256番地の1
 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
 収容人数 326人

- 13 名称 下北手小学校体育館
所在地 秋田市下北手松崎字谷崎202番地の1
対象 洪水
収容人数 260人
- 14 名称 東小学校2階体育館
所在地 秋田市東通二丁目11番1号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 329人
- 15 名称 大住小学校2階体育館
所在地 秋田市仁井田字西潟敷33番地
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 329人
- 16 名称 戸島小学校体育館（洪水時は校舎2階を含む）
所在地 秋田市河辺戸島字本町123番地
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 292人
- 17 名称 秋田東中学校2階体育館
所在地 秋田市手形休下町10番51号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 591人
- 18 名称 秋田南中学校2階体育館
所在地 秋田市南通宮田15番1号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 654人
- 19 名称 山王中学校体育館（洪水時は校舎2階以上を含む）
所在地 秋田市山王三丁目1番24号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 653人
- 20 名称 城東中学校2階体育館
所在地 秋田市広面字鍋沼17番地

- 対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 677人
- 21 名称 御野場中学校体育館
所在地 秋田市仁井田字中新田223番地
対象 洪水
収容人数 597人
- 22 名称 雄和中学校体育館
所在地 秋田市雄和石田字蟹沢40番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り
収容人数 470人
- 23 名称 下新城小学校グラウンド
所在地 秋田市下新城笠岡字佐戸反10番地
対象 洪水
収容人数 12,110人
- 24 名称 旧上新城小学校グラウンド
所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 4,555人
- 25 名称 茨島体育館
所在地 秋田市茨島一丁目4番71号
対象 洪水
収容人数 425人
- 26 名称 八橋地区コミュニティセンター（2階和室、会議室および
談話コーナー）
所在地 秋田市八橋本町五丁目2番27号
対象 洪水
収容人数 160人
- 27 名称 旭南地区コミュニティセンター
所在地 秋田市旭南一丁目15番5号
対象 洪水

- 収容人数 59人
- 28 名称 茨島地区コミュニティセンター
所在地 秋田市茨島一丁目4番71号
対象 洪水
収容人数 87人
- 29 名称 金足地区コミュニティセンター
所在地 秋田市金足小泉字上前55番地
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 92人
- 30 名称 下新城地区コミュニティセンター
所在地 秋田市下新城笠岡字堰場193番地4
対象 洪水
収容人数 48人
- 31 名称 南部市民サービスセンター
所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 127人
- 32 名称 大住地区コミュニティセンター
所在地 秋田市大住南二丁目7番24号
対象 洪水
収容人数 115人
- 33 名称 雄和市民サービスセンター
所在地 秋田市雄和妙法字上大部48番地1
対象 洪水
収容人数 280人
- 34 名称 東地区コミュニティセンター
所在地 秋田市広面字鬼頭38番地
対象 洪水
収容人数 122人
- 35 名称 下新城交流センター

- 所在地 秋田市下新城野中野字前谷地263番地
対象 洪水
収容人数 229人
- 36 名称 中央市民サービスセンター
所在地 秋田市山王一丁目1番1号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 125人
- 37 名称 雄和小学校体育館
所在地 秋田市雄和石田字蟹沢40番地
対象 崖崩れ、土石流及び地滑り
収容人数 128人
- 38 名称 南部市民サービスセンター別館
所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号
対象 洪水、崖崩れ、土石流及び地滑り、地震
収容人数 121人

秋田市告示第108号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第2項の規定に基づき、指定避難所の指定を次のとおり取り消したので、同項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称 上新城小学校体育館
所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
収容人数 225人
- 2 名称 秋田県立秋田きらり支援学校体育館
所在地 秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3番地127
収容人数 208人
- 3 名称 南部市民サービスセンター（多目的ホール）
所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
収容人数 127人
- 4 名称 金足地域センター
所在地 秋田市金足小泉字上前55番地
収容人数 72人
- 5 名称 大住地区コミュニティセンター
所在地 秋田市仁井田字西潟敷463番地
収容人数 115人
- 6 名称 中央市民サービスセンター（多目的ホール）
所在地 秋田市山王一丁目1番1号
収容人数 125人
- 7 名称 南部市民サービスセンター別館（多目的ホール）

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

収容人数 121人

秋田市告示第109号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の規定に基づき、指定避難所を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

指定避難所

- 1 名称 旧上新城小学校体育館
所在地 秋田市上新城五十丁字大村屋敷22番地
収容人数 225人
- 2 名称 秋田県立秋田きらり支援学校体育館
所在地 秋田市南ヶ丘一丁目1番1号
収容人数 208人
- 3 名称 南部市民サービスセンター
所在地 秋田市御野場一丁目5番1号
収容人数 127人
- 4 名称 金足地区コミュニティセンター
所在地 秋田市金足小泉字上前55番地
収容人数 92人
- 5 名称 大住地区コミュニティセンター
所在地 秋田市大住南二丁目7番24号
収容人数 115人
- 6 名称 中央市民サービスセンター
所在地 秋田市山王一丁目1番1号
収容人数 125人
- 7 名称 南部市民サービスセンター別館

所在地 秋田市牛島東六丁目4番5号

収容人数 121人

秋田市告示第110号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、同法第410条第1項の規定によって決定した令和4年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂積 志

秋田市告示第111号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の2第1項の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市添川、柳田、太平黒沢、太平寺庭、太平中関、太平八田、太平目長崎、下北手宝川、下北手松崎、上北手荒巻、上北手猿田、上北手百崎、仁井田、四ツ小屋、四ツ小屋小阿地、豊岩石田坂、豊岩小山、豊岩豊巻、外旭川、下新城岩城、下新城小友、下新城笠岡、下新城長岡、上新城五十丁、上新城中、上新城保多野、上新城道川、金足岩瀬、金足大清水、金足黒川、金足下刈、金足高岡、金足堀内、河辺岩見、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺高岡、河辺松渕、河辺諸井、河辺和田、雄和種沢、雄和平尾鳥、雄和石田、雄和椿川、雄和田草川および雄和芝野新田の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第112号

秋田市宅地開発に関する条例（平成14年秋田市条例第28号）第15条の4第1項第7号の規定により指定した土地の区域を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同条第2項の規定により告示し、その関係図書を縦覧に供する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 変更した土地の区域

秋田市河辺赤平、河辺岩見、河辺大沢、河辺大張野、河辺北野田高屋、河辺三内、河辺神内、河辺高岡、河辺戸島、河辺豊成、河辺松渕、河辺諸井、河辺和田、雄和種沢、雄和平尾鳥、雄和妙法、雄和石田、雄和平沢、雄和椿川、雄和田草川および雄和芝野新田の一部の区域

2 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者の指定について、秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）第43条の2第1項の規定に基づき、次の者を指定納付受託者に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
 - (1) 株式会社秋田ジェーシービーカード
秋田市大町二丁目4番44号
 - (2) 株式会社ジェーシービー
東京都港区南青山五丁目1番22号 青山ライズスクエア
 - (3) 株式会社秋田国際カード
秋田市大町一丁目3番8号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
ガラス作品等売払収入および作品売払分配金
- 3 指定納付受託者を指定した年月日
令和4年4月1日

秋田市告示第114号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和4年4月1日から令和6年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

- 1 秋田市南通築地15番36号
株式会社秋田ト一屋
代表取締役 挽 野 泰 次
ドジャース 新屋店
ドジャース 広面店
ドジャース 檜山店
- 2 秋田市川尻町字大川反233番地の60
株式会社たけや製パン
代表取締役 武 藤 真 人
デイリーヤマザキ 秋田工業団地店
デイリーヤマザキ 中通七丁目店
デイリーヤマザキ 秋田南バイパス店
デイリーヤマザキ 柳田川崎店
- 3 秋田県大館市清水四丁目4番15号
株式会社伊徳
代表取締役社長 塚 本 徹
いとく 新国道店
いとく 秋田東店
いとく 土崎みなと店
いとく 川尻店
いとく 自衛隊通店
いとく 追分店

- 4 秋田県湯沢市柳町二丁目1番40号
有限会社中央市場
代表取締役 金澤正樹
ビフレ 東通店
ビフレ 御野場店
- 5 秋田市卸町二丁目2番7号
株式会社秋田まるごと市場
代表取締役社長 大島紳司
秋田まるごと市場
- 6 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号
株式会社マツモトキヨシ東日本販売
代表取締役 高野昌司
薬マツモトキヨシ イオンモール秋田店
薬マツモトキヨシ 秋田駅ビルALS店
ドラッグストアマツモトキヨシ メルシティ潟上店
- 7 東京都府中市若松町一丁目38番地の1
株式会社サンドラッグ
代表取締役 貞方宏司
サンドラッグ 新国道店
サンドラッグ 土崎自衛隊通店
サンドラッグ 八橋大畑店
- 8 秋田市土崎港中央一丁目8番30号
株式会社イシカワ
代表取締役 石川元
株式会社イシカワ
- 9 秋田市山王臨海町4番37号
株式会社ドジャース商事
代表取締役 挽野江司
ドジャース 食品館
ドジャース 本館
- 10 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県職員消費生活協同組合
理事長 山木将弘
秋田県庁売店

- 秋田地方総合庁舎売店
秋田県庁第二庁舎売店
- 11 秋田市御所野湯本六丁目2番40号
株式会社ナイス
代表取締役 齋藤 寛之
ナイス 外旭川店
ナイス 仁井田店
ナイス 新屋店
ナイス 割山店
ナイス 追分店
ナイス 八橋店
ナイス 仁井田南店
ナイス 土崎店
ナイス 山手台店
ナイス フォンテAKITA店
- 12 秋田市牛島東五丁目3番26号
株式会社マルダイ
取締役社長 寺田 朋和
マルダイ 八橋店
マルダイ 土崎店
マルダイ 牛島店
マルダイ 広面店
マルダイ おのぼ店
- 13 秋田市南通築地1番29号
中通生活協同組合
組合長 小林 仁
中通生活協同組合 本店
- 14 横手市大森町字大森182番地
株式会社うえたストア
代表取締役 上田 昌一
うえたストア 外旭川店
- 15 秋田市土崎港北六丁目1番30号
生活協同組合コープあきた
理事長 三浦 貴裕

- 生活協同組合コープあきた 共同購入センター
生活協同組合コープあきた 土崎店
生活協同組合コープあきた 茨島店
- 16 青森県弘前市大字末広二丁目2番地10
株式会社横浜ファーマシー
代表取締役 大久保 勝 之
スーパードラッグアサヒ 秋田中央店
スーパードラッグアサヒ 秋田広面店
スーパードラッグアサヒ E x p r e s s 秋田勝平店
スーパードラッグアサヒ 秋田八橋店
スーパードラッグアサヒ 外旭川店
- 17 秋田市雄和相川字銅屋260番地
渡 邊 惠 子
渡留商店
- 18 秋田市広面字土手下108番地1
株式会社JA秋田なまはげライフサービス
代表取締役 鎌 田 徹
Aコープ 大正寺店
- 19 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2
佐 藤 三 男
バナフィショップ
- 20 秋田県大仙市川目字町東33番地
株式会社タカヤナギ
代表取締役 高 柳 智 史
グランマート 泉店
グランマート 外旭川店
グランマート 手形店
- 21 岩手県柴波郡矢巾町医大通二丁目7番7号
株式会社薬王堂
代表取締役 西 郷 辰 弘
薬王堂 秋田茨島店
薬王堂 秋田外旭川店
薬王堂 秋田土崎店
薬王堂 秋田河辺店

- 薬王堂 秋田東通店
薬王堂 潟上追分店
薬王堂 秋田天徳寺通店
薬王堂 秋田土崎港店
- 22 秋田市土崎港北一丁目6番25号
イオン東北株式会社
代表取締役 辻 雅 信
マックスバリュ 泉店
マックスバリュ 港北店
イオンスタイル 茨島
マックスバリュ 広面店
マックスバリュ 河辺店
マックスバリュエクスプレス 新屋関町店
ザ・ビッグ 潟上店
イオンスタイル 御所野
イオン 秋田中央店
イオン 土崎港店
- 23 東京都品川区南大井六丁目22番7号
DCM株式会社
代表取締役社長 石 黒 靖 規
DCMホームック 茨島店
DCMホームック 広面北店
DCMホームック 広面店
- 24 秋田市保戸野通町3番31号
株式会社サノ・ファーマシー
代表取締役 佐 野 元 彦
佐野薬局 本店
佐野薬局 広面店
山王佐野薬局
- 25 秋田市千秋矢留町10番12号
齋 藤 博
千秋マート
- 26 秋田市泉北二丁目4番23号
株式会社マルエーうちや

- 代表取締役 海 風 正 一
ジェイマルエー 泉店
ジェイマルエー 旭南店
ジェイマルエー 御所野店
ジェイマルエー 広面店
ジェイマルエー 茨島店
- 27 青森県八戸市根城六丁目22番10号
株式会社サンデー
代表取締役社長 川 村 暢 朗
サンデー 秋田自衛隊通店
サンデー 秋田御野場店
サンデー 秋田八橋店
- 28 秋田市飯島鼠田一丁目 5 番41号
大 友 征 一
フレッシュ大友総合食品店
- 29 秋田県男鹿市船越字内子89番地
株式会社アマノ
代表取締役 天 野 良 喜
スーパーセンターアマノ 御所野店
スーパーセンターアマノ 井川店
スーパーセンターアマノ 男鹿店
- 30 秋田市大町一丁目 4 番22号
株式会社せきや
代表取締役 関 谷 秀 樹
せきや
- 31 秋田県湯沢市前森一丁目 2 番 6 号
株式会社日敷
代表取締役 小田原 豊 博
ホームセンターハッピー 外旭川店
- 32 北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目 1 番21号
株式会社ツルハ
代表取締役 八 幡 政 浩
ツルハドラッグ 秋田広面北店
ツルハドラッグ 外旭川店

- ツルハドラッグ 秋田泉南店
ツルハドラッグ 秋田広面店
ツルハドラッグ 秋田将軍野店
ツルハドラッグ 秋田土崎店
ツルハドラッグ 天王長沼店
ツルハドラッグ 八橋店
ツルハドラッグ 秋田御所野店
ツルハドラッグ 東通店
ツルハドラッグ 茨島店
ツルハドラッグ 秋田川尻店
ツルハドラッグ 秋田檜山店
ツルハドラッグ 秋田寺内店
ツルハドラッグ 秋田仁井田店
ツルハドラッグ 秋田中通店
ツルハドラッグ 秋田南通店
- 33 秋田市外旭川字四百刈29番地
秋田青果株式会社
代表取締役 畑 山 治
生鮮いちばん 土崎店
- 34 青森県青森市大字石江字三好130番1 カブセンター西青森店2階
紅屋商事株式会社
代表取締役社長 秦 雅 秀
メガ 土崎店
メガ 仁井田店
メガ 新国道店
- 35 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社長崎屋
代表取締役 赤 城 真一郎
ドン・キホーテ 秋田店
- 36 新潟県新潟市南区清水4501番地1
株式会社コメリ
代表取締役 捧 雄一郎
コメリハードアンドグリーン 秋田飯島店
コメリPRO 泉店

- コメリパワー 秋田卸町店
コメリハードアンドグリーン 仁井田南店
コメリハードアンドグリーン 河辺和田店
コメリハードアンドグリーン 雄和店
- 37 秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号
株式会社サンアメニティ秋田支社
支社長 金 澤 直 樹
国際教養大学 売店 A I U S H O P
- 38 秋田市新屋松美ガ丘南町2番10号
有限会社佐藤酒店
取締役 佐 藤 キヨエ
有限会社佐藤酒店
- 39 秋田市卸町三丁目6番6号
株式会社秋田県酒類卸
取締役社長 佐 藤 卯兵衛
ファミリーマート 秋田仁井田新中島店
ファミリーマート 秋田南通り店
ファミリーマート 秋田赤れんが館通り店
- 40 秋田市旭南三丁目7番48号
株式会社英雄
代表取締役 富 野 和 巳
酒の英雄 本店
- 41 秋田市保戸野通町2番29号
通町山下有限会社
代表取締役 山 下 栄 一
通町山下金物店
- 42 秋田市寺内字神屋敷295-49
みちのくキャンティーン株式会社秋田営業所
所長 安 藤 貢
みちのくキャンティーン 秋田県立大学秋田キャンパス売店
- 43 秋田市旭南三丁目1番14号
有限会社ジャガ・コーポレーション
代表取締役 佐々木 政 昭
ファミリーマート 秋田新屋扇町店

- 44 秋田市新屋鳥木町 4 番 56 号
株式会社キートス
代表取締役 土 佐 尚 人
ローソン 秋田御野場新町店
ローソン 秋田新屋鳥木町店
- 45 秋田市手形新栄町 7 番 24 号
株式会社藤井酒店
代表取締役 藤 井 秋 一
藤井酒店
- 46 秋田市寺内蛭根一丁目 3 番 22 号
有限会社尚
代表取締役 長谷川 浩 之
ローソン 秋田寺内イサノ店
ローソン 秋田八橋田五郎店
ローソン 秋田八橋田五郎二丁目店
- 47 秋田市八橋イサノ一丁目 7 番 11 号
藤 原 房 雄
ローソン 秋田新屋比内町店
ローソン 秋田新屋日吉町店
- 48 秋田市外旭川字大畑 63 番地 1
小 林 三 男
ローソン 秋田泉中央三丁目店
ローソン 秋田泉登木店
ローソン 秋田泉南一丁目店
- 49 秋田市御野場新町三丁目 13 番 1 号
株式会社 K & K メルシ
代表取締役 湊 一 利
ローソン 秋田日赤病院前店
ローソン 秋田保戸野原の町店
ローソン 秋田泉ななかまど通り店
ローソン 秋田駅西店
ローソン 秋田保戸野千代田町店
- 50 秋田市川尻みよし町 1 番 29 号
有限会社あいわ商店

- 代表取締役 平 野 玲
ローソン 秋田自衛隊通店
- 51 秋田市御所野地蔵田四丁目19番10号
有限会社イトーマーク
代表取締役 伊 藤 文 幸
ローソン 秋田山王中園店
ローソン 秋田仁井田栄町店
- 52 秋田市大平台四丁目4番地23
有限会社シーアンドエル
代表取締役 辻 永 均
ローソン 雄和石田店
- 53 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地
株式会社ダイユーエイト
代表取締役社長 浅 倉 俊 一
ダイユーエイト 秋田潟上店
ダイユーエイト 秋田寺内店
- 54 秋田市河辺三内字寺田19番地1
株式会社サン・ジェム
代表取締役 山 上 義 彦
ローソン 秋田将軍野南三丁目店
- 55 秋田市川元開和町4番9号
有限会社コンエンタープライズ
代表取締役 金 靖 子
ローソン 秋田さくら店
ローソン 秋田旭北錦町店
- 56 秋田市御野場新町三丁目17番22号
石 川 雅 樹
ローソン 秋田仁井田緑町店
- 57 秋田市御野場新町三丁目2番22号
株式会社畠山商店
代表取締役 畠 山 稔
ローソン 秋田外旭川八柳店
- 58 秋田市中通五丁目9番20-806号
山 口 健 吾

- セブンイレブン 秋田中通6丁目店
セブンイレブン ホテルメトロポリタン秋田店
59 秋田市南ヶ丘二丁目9番4号
鈴木 芳 貴
セブンイレブン 秋田広面店
60 秋田市千秋矢留町6番14-1203号
池 田 学
セブンイレブン 秋田将軍野南3丁目店
61 秋田市仁井田字西潟敷25番地8
石 井 栄 治
セブンイレブン 秋田牛島東3丁目店
62 秋田市御所野下堤一丁目4番3号
吉 川 透
セブンイレブン 秋田四ツ小屋店
63 秋田市広面字宮田6番地1 ドエルイーストサイド202
志 賀 聡 彦
セブンイレブン 秋田寺内蛭根店
64 秋田市新屋町字関町後190番地82
阿 部 真理子
セブンイレブン 秋田山王中島町店
65 秋田市広面字広面233番地
伊 藤 典 之
セブンイレブン 秋田東通8丁目店
66 秋田市泉北三丁目3番3-605号
柳 谷 直 樹
セブンイレブン 秋田飯島新町2丁目店
67 秋田市川元山下町4番22号 グレイタス川元A101号
木次谷 英 一
セブンイレブン 秋田川尻みよし町店
68 秋田市八橋三和町19番36号
三 浦 綱 毅
セブンイレブン 秋田将軍野南2丁目店
69 秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9
畠 山 秀 美

- セブンイレブン 秋田土崎港北7丁目店
セブンイレブン 秋田土崎港店
- 70 秋田市手形山西町3番6号
殿村 新
セブンイレブン 秋田旭南1丁目店
- 71 秋田市外旭川字山崎292番地7
小 番 紀 征
セブンイレブン 秋田泉北3丁目店
- 72 秋田市桜台三丁目8番7号
佐 藤 祐 子
セブンイレブン 秋田寺内堂ノ沢店
- 73 秋田市広面字小沼古川端50番地 グランドール小沼102
渡 部 雅 浩
セブンイレブン 秋田東通仲町店
- 74 秋田県潟上市天王字西長根40番地14
有限会社エムズ
代表取締役 三 浦 卓
ローソン 秋田土崎港南二丁目店
- 75 秋田市檜山城南新町28番15号
保 坂 朱有吾
ファミリーマート 秋田寺内イサノ店
- 76 秋田市檜山本町1番22号
庄 司 成 行
ローソン 秋田大町二丁目店
ローソン 秋田中通一丁目店
ローソン 秋田南通亀の町店
- 77 秋田市八橋南一丁目13番8号
菊 地 志保子
セブンイレブン 秋田外旭川八柳2丁目店
- 78 秋田市新屋日吉町3番37号
檜 尾 永 次
ファミリーマート 秋田卸町店
- 79 秋田市保戸野八丁5番42号 メゾンド・ソレイユ201号
小 野 貴

- セブンイレブン 秋田広面谷内佐渡店
80 秋田市大住四丁目11番2-405号
八 柳 孝 美
ファミリーマート 秋田新屋日吉町店
ファミリーマート 秋田南大橋店
81 秋田市新屋朝日町3番13号 ディアス朝日202
佐々木 敦
セブンイレブン 秋田新屋豊町店
82 秋田市広面字野添80番地8
南 野 壘
セブンイレブン 秋田明田店
83 秋田市下新城中野字街道端西241番地500
中 川 真智子
ファミリーマート 秋田土崎港相染町店
84 秋田市中通四丁目5番6号 秋銀・明治安田ビル9F
J R 東日本東北総合サービス株式会社秋田支店
取締役秋田支店長 佐 藤 誠 記
秋田生鮮市場 保戸野店
85 秋田市御所野堤台二丁目6番地54
加 藤 美沙子
セブンイレブン 秋田御所野堤台店
86 秋田市河辺和田字和田81番地
今 野 博 子
今野喜栄堂
87 秋田市千秋矢留町2番3号 オリンピア千秋公園402号
安 田 君 子
セブンイレブン 秋田割山店
セブンイレブン 秋田通町店
セブンイレブン 秋田添川店
88 秋田市横森五丁目2番13号
有限会社なおと
取締役 佐々木 直 人
ローソン 秋田川尻総社町店
ローソン 秋田寺内蛭根店

- 89 秋田市新屋日吉町41番20号
阿部昌博
セブンイレブン 秋田山王5丁目店
- 90 秋田県横手市赤坂字荒沼32番地5
三浦光紀
セブンイレブン 秋田仁井田本町店
- 91 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役 永松文彦
セブンイレブン 秋田山王6丁目店
- 92 秋田市飯島飯田一丁目10番16-2号
石田康宏
セブンイレブン 秋田山王1丁目店
- 93 秋田市新屋前野町4番16号
富岡直人
ファミリーマート 秋田茨島四丁目店
ファミリーマート 秋田御野場二丁目店
- 94 秋田市土崎港西一丁目3番38号
株式会社アイマール
代表取締役 武田昭彦
ローソン 秋田ベイパラダイス店
- 95 秋田市広面字広面17番地
有限会社酒の福屋
代表取締役 福島直人
ファミリーマート 秋田広面板橋添店
ファミリーマート 秋田中央インター通店
ファミリーマート 秋田仁井田栄町店
ファミリーマート 秋田下新城琵琶沼店
ファミリーマート 土手長町通店
ファミリーマート 秋田手形店
ファミリーマート 秋田牛島東五丁目店
ファミリーマート 秋田東通り店
ファミリーマート 秋田ぽぽろーど店
- 96 秋田市南通みその町3番49号

- 株式会社関
代表取締役 関 潔
ローソン 秋田御所野店
ローソン 秋田御所野堤台一丁目店
- 97 秋田市牛島東七丁目16番38号
工 藤 圭 介
セブンイレブン 秋田セリオンタワー前店
- 98 秋田市将軍野東三丁目5番38-2号
齊 藤 和 史
ファミリーマート 秋田桜一丁目店
ファミリーマート 秋田添川店
- 99 秋田市南通築地7番27号 ベルトピア秋田4B 108号
福 田 勉
セブンイレブン 秋田南通宮田店
- 100 秋田市広面字近藤堰越83番地3
有限会社協栄酒店
代表取締役 船 木 修 一
ファミリーマート 秋田広面北店
ファミリーマート 秋田中通六丁目店
- 101 秋田市中通五丁目1番37号 ラフェスタ秋田中通601
佐々木 仁
セブンイレブン 秋田大町4丁目店
- 102 秋田市添川字地ノ内56番地49
伊 藤 清 美
ファミリーマート 秋田上飯島店
- 103 秋田市将軍野東二丁目12番64-5号
吉 田 和 樹
ローソン 秋田仁井田本町店
- 104 秋田市外旭川字水口5番地7
坂 本 薫
ローソン 秋田外旭川天徳寺通店
- 105 秋田市土崎港北四丁目8番38号
佐 藤 留美子
ローソン 秋田土崎港中央五丁目店

- 106 秋田市飯島松根東町5番6-2号 ライフキャップ松根東J
佐藤 さくら
ローソン 秋田土崎港北七丁目店
ローソン 秋田北インター店
- 107 青森市大字三内字玉作2番地72
株式会社丸大サクラキ薬局
代表取締役 櫻井 清
ハッピー・ドラッグ 秋田泉北店
ハッピー・ドラッグ 秋田新屋店
- 108 秋田市飯島西袋二丁目12番10号
佐藤 滝 仁
ファミリーマート 秋田飯島中央店
ファミリーマート 秋田ならやま店
- 109 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地
石川 世希子
ローソン 秋田土崎港西三丁目店
- 110 秋田市新屋豊町7番86号
有限会社善正
代表取締役 今野 亜紀子
ローソン 秋田割山店
- 111 秋田市泉中央二丁目27番28号
有限会社本間酒店
代表取締役 本間 賢
本間酒店
- 112 秋田市添川字添川70番地
米塚 亜津子
セブンイレブン 秋田山王大通り店
- 113 秋田市土崎港東四丁目8番2号
株式会社鳴海屋
代表取締役 鳴海 能 仁
ローソン 秋田将軍野青山店
ローソン 天王追分店
ローソン 秋田飯島薬師田店
- 114 長野県飯山市南町13番地3

- 株式会社モリキ
代表取締役 錦 織 征 紀
ドラッグセイムス 秋田新屋店
- 115 東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社ドン・キホーテ
代表取締役 吉 田 直 樹
ドン・キホーテ 潟上店
- 116 秋田市浜田字自在山70番地
天 野 陽 子
ローソン 秋田山王けやき通店
- 117 秋田市手形字西谷地31番地
株式会社木下
代表取締役 木 下 順 子
セブンイレブン 秋田手形西谷地店
セブンイレブン フォンテ秋田店
- 118 秋田市檜山大元町5番2号
有限会社ならやま酒店
代表取締役 石 川 健
ローソン 秋田山王中島町店
ローソン 秋田東通一丁目店
- 119 秋田市御所野元町一丁目1番2-208号
鈴 木 真太郎
ローソン 秋田河辺店
ローソン 秋田牛島駅前店
- 120 秋田市広面字板橋添46番地4 202号
佐 藤 慶 和
ローソン 秋田広面蓮沼店
- 121 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号
株式会社ローソン 営業本部 東北エリアサポート部
部長 城 戸 貢
ローソン 秋田八橋大畑店
- 122 秋田市南通亀の町6番5号 グリーンキャピタル南大通603
長谷部 公 功
ファミリーマート 秋田雄和店

- 123 秋田市下新城 中野字街道端西241番地231
嗟 峨 周 悦
ファミリーマート 秋田勝平店
- 124 秋田市下新城 小友字沖ノ窪23番地
柴 田 立 樹
ローソン 秋田金足片田店
- 125 由利本荘市神沢字神沢104番地
佐 藤 明
セブンイレブン 秋田卸町3丁目店
- 126 秋田市檜山登町5番36-1002号
株式会社わいわいワールド
代表取締役 佐 藤 由香利
セブンイレブン 秋田保戸野桜町店
セブンイレブン 秋田広面屋敷田店
- 127 由利本荘市岩城 亀田 亀田町字新町32番地 城下団地1号棟
工 藤 眞由子
ファミリーマート 秋田山王臨海町店
- 128 秋田市卸町三丁目3番7号
株式会社辻源
代表取締役社長 辻 昭 久
株式会社辻源
- 129 秋田市卸町四丁目7番9号
株式会社桑原
代表取締役社長 桑 原 透
株式会社桑原
株式会社桑原 秋田北営業所
- 130 秋田市東通館ノ越2番12号
株式会社折安
代表取締役社長 渡 部 智 樹
株式会社折安
株式会社折安 秋田市民市場店
- 131 秋田県横手市卸町8番4号
株式会社丸幸
代表取締役 伊 藤 義 継

- 株式会社丸幸 秋田営業所
132 秋田市新屋豊町4番64号
株式会社誠文社
代表取締役 松 浦 亮
株式会社誠文社
- 133 秋田市新屋扇町5番36号
平 川 広 秋
平川ふくろ店
- 134 秋田市外旭川字三千刈147番地の1
株式会社かねひろ
代表取締役 土 田 博 美
株式会社かねひろ
パッケージプラザかねひろ 泉店
- 135 秋田市将軍野南三丁目10番9号
秋田成幸産業株式会社
代表取締役 利 部 浩
秋田成幸産業株式会社

秋田市告示第115号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1

公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 根 田 隆 夫

2 委託の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

秋田市告示第117号

秋田市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田市条例第45号）第10条により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 公の施設の名称

- (1) 秋田市ポートタワーセリオン
- (2) 秋田港振興センター

2 指定管理者

秋田市中通二丁目1番36号

株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス

3 指定管理者の指定期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

4 変更があった事項およびその内容

(1) 団体の名称

ア 変更前

株式会社秋田スパ・アンド・ドライブイン・サービス

イ 変更後

株式会社秋田東北ダイケン

(2) 団体の住所

ア 変更前

秋田市中通二丁目1番36号

イ 変更後

秋田市中通二丁目2番32号

5 変更年月日

令和4年4月1日

6 変更理由

会社吸収合併による

秋田市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和4年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室名	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取り扱う財産売払い収入および財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎内の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭に係る返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務。入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本交付手数料の収納に関する事務
観光振興課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、市営運動場および附属地の使用料ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、餌やり体験収入および寄附金の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料および図録頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅および如斯亭庭園の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入および望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体の証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場公衆電話使用料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、個人番号カード再発行手数料、電子証明書発行手数料、税に関する証明の発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国民健康保険税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務
後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返納金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。総務使用料の収納に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
新屋ガラス工房	新屋ガラス工房使用料、ガラス作品等売払収入、作品売払分配金、制作体験料収入および光熱水費等利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務

課所室名	委任事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。いきいき長寿祝い事業の報償費に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料その他歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。報償費に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務。いきいき長寿業務に係る報償費に関する事務
中央市民サービスセンター	中央市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、複写機使用料等の収納および釣銭の出納保管ならびにいきいき長寿祝い事業報償費に関する事務
市民相談センター	計量検査手数料の収納に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
福祉総務課	老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金、老人保護費負担金および報償費に関する事務
保護第一課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	有価証券の出納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料および滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
保健予防課	入札保証金および契約保証金の出納に関する事務
健康管理課	入札保証金の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。秋田市保健所取扱手数料の徴収事務。入札保証金の収納に関する事務
子ども総務課	母子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設保護費負担金、母子生活支援施設保護費負担金、児童手当の返還金、児童扶養手当の返還金および医療給付費返還金の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センターおよび児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料および滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料および電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務ならびに入札保証金および契約保証金に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙出納保管に関する事務
総合環境センター	総合環境センター所管施設内において拾得した金銭の収納に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務。入札保証金および契約保証金に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務
市場管理室	秋田市中央卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務。直売イベントにおける生産物の売払収入の収納および釣銭の出納保管に関する事務
建設総務課	入札保証金の収納に関する事務

課所室名	委任事務
公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入および屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納ならびに開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築確認申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転貸料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
教育委員会総務課	公衆電話使用料の収納に関する事務
学事課	学校給食費の収納および入札保証金の収納に関する事務
学校教育課	有価証券の出納保管に関する事務
生涯学習室	入札保証金の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務ならびに釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明德館	中央図書館明德館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の複写機利用料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料、マイクロフィルム複写代金および複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納ならびに公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務

秋田市告示第119号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項、第82条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
社会福祉 法人いず み会	ケアハウス スプリング ヒル	秋田市泉菅野二丁 目17番11号	令和4年3月31日	特定施設 入居者生 活介護、 介護予防 特定施設 入居者生 活介護
医療法人 祐愛会	清遊園指定 居宅介護支 援事業所	秋田市河辺戸島字 上野4番地3	令和4年3月31日	居宅介護 支援

秋田市告示第120号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和4年4月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの 種 類
社会福祉法 人豊生会	ふれ愛の里 訪問リハビ リテーション	秋田市豊岩小山 字中山216番地 27	令和4年4月1日	訪問リハビ リテーショ ン、介護予 防訪問リハ ビリテーシ ョン
社会福祉法 人いずみ会	リンデンバ ウム訪問看 護ステーシ ョン	秋田市泉菅野二 丁目17番11号	令和4年4月1日	訪問看護、 介護予防 訪問看護

秋田市告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、第85条の規定により告示する。

令和4年4月6日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
株式会社 ファミリー ウェル フェア	居宅介護支 援事業所さ るびあ	秋田市御所野元町 一丁目1番16号	令和4年3月31日	居宅介護 支援

秋田市告示第122号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定に基づき、秋田県知事から令和4年度における国土調査として指定を受けた地区の地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和4年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 国土調査として告示された年月日
令和4年4月5日 秋田県告示第177号
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝および藤森の各一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字藤森の一部
- 4 調査期間
令和4年3月25日から令和5年3月24日まで

秋田市告示第123号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和4年4月8日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

令和4年3月1日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

令和4年4月8日から同年10月8日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第124号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年4月12日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
147	青山薬局秋田駅 トピコ店	秋田市中通七丁目1番2号 ステーションビルトピコ2F	令和4年 5月1日

秋田市告示第125号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙（省略）のとおり

秋田市告示第126号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和4年4月13日

秋田市長 穂積 志

担当する医療の種類：整形外科に関する医療

指定 番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	更新年月日
35	秋田県立医療 療育センター	秋田市南ヶ丘一丁目 1番2号	地方独立行政法人 秋田県立療育機構 理事長 島田洋一	令和4年 4月1日

秋田市告示第127号

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定に基づき定めた景観計画を変更したので、同法第9条第8項の規定において準用する同条第6項の規定により次のとおり告示し、当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和4年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 景観計画の名称
秋田市景観計画
- 2 景観計画区域に定める区域
秋田市全域
- 3 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- 4 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、第85条の規定により告示する。

令和4年4月14日

秋田市長 穂 積 志

事業者の 名 称	事業所の 名 称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの 種 類
ライフク リエイト オフィス 株式会社	孫子老ケア プランセン ター	秋田市新屋天秤野 6番12号	令和4年3月31日	居宅介護 支援

秋田市告示第129号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 猪 股 幹 夫
秋田市広面字樋ノ下19番地2
変更後 伊 藤 幸 司
秋田市広面字谷地沖11番地1
- 4 変更年月日
令和4年4月2日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第130号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けようとする者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けようとする者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第131号

次の後期高齢者医療保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかつたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和4年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
佐々木 義 見
秋田市寺内焼山2番2号
- 2 送達する書類
令和3年度後期高齢者医療保険料納入通知書

秋田市告示第132号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師の指定辞退があったので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成7年秋田市規則第34号）第5条の規定により告示する。

令和4年4月15日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	辞退する 障害分野	辞退年月日 および辞退理由
吉川剛平	秋田県立循環器・脳 脊髄センター	視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由	令和4年4月1日 県外勤務のため

秋田市告示第133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を廃止したので、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和4年4月18日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医療機関 の 名 称	所 在 地	開 設 者 名	廃止年月日
209	さくらいわ ま薬局	秋田市横森三丁目 11番60号	株式会社いわま 薬局 代表取締役 岩 間 雄 一	令和4年 4月1日

秋田市告示第134号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
古大張野町内会
- 2 認可年月日
平成16年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 正
秋田市河辺大張野字山根23番地
変更後 佐 藤 淳 悦
秋田市河辺大張野字山根16番地
- 4 変更年月日
平成30年1月29日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
古大張野町内会
- 2 認可年月日
平成16年11月18日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 佐 藤 淳 悦
秋田市河辺大張野字山根16番地
変更後 佐 藤 俊 昭
秋田市河辺大張野字山根60番地
- 4 変更年月日
令和4年1月23日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第136号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和4年4月25日から令和6年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月26日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店

秋田市高陽青柳町6番16号

六本木 嶺 男

ローソン 秋田茨島六丁目店

秋田市告示第137号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
八柳新町町内会
- 2 認可年月日
平成11年4月1日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 田 中 光 良
秋田市外旭川八柳二丁目9番6号
変更後 佐 藤 哲 郎
秋田市外旭川八柳二丁目9番3号
- 4 変更年月日
令和4年4月18日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第138号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
豊四季苑町内会
- 2 認可年月日
平成9年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 関 口 彦 夫
秋田市飯島西袋二丁目22番14号
変更後 伊 藤 良 春
秋田市飯島西袋二丁目22番16号
- 4 変更年月日
令和4年4月10日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和4年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
千秋の丘松崎団地町内会
- 2 認可年月日
平成13年12月11日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 村 岡 和 芳
秋田市下北手松崎字大巻26番地223
変更後 梅 井 一 彦
秋田市下北手松崎字大巻26番地146
- 4 変更年月日
令和4年4月10日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市教委告示第6号

令和4年4月6日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和4年4月4日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤 孝 哉

付議案件

令和4年度秋田市の教育について

秋田市農委告示第4号

令和4年4月18日午後1時アキタパークホテルに秋田市農業委員会総会を招集する。

令和4年4月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農用地利用集積計画（令和4年度第1号）に関する件
- 3 令和4年度主要事業計画に関する件
- 4 令和4年度最適化活動の目標の設定等に関する件

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により都市計画を決定したいので、同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和4年4月4日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画特別用途地区 特別工業地区

2 位置および区域

秋田市川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内

3 縦覧期間

令和4年4月4日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

令和4年4月4日

秋田市長 穂 積 志

1 都市計画の種類および名称

秋田都市計画用途地域

2 位置および区域

秋田市川尻若葉町、川尻町字大川反および字中島、八橋字下八橋ならびに寺内字蛭根および字神屋敷地内

3 縦覧期間

令和4年4月4日から同月18日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和4年2月9日付け秋田市指令第706号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
岩手県盛岡市向中野二丁目1番1号
大和ハウス工業株式会社
北東北支社支社長 三 原 康 展
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田二ツ屋一丁目25番4、61番および25番4地先水路

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する令和4年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 急性灰白髄炎 破傷風 第1期	生後3月から生後90 月に至るまでの間に ある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰 白髄炎および破傷風について同時 に行う場合は、沈降精製百日せき ジフテリア破傷風不活化ポリオ混 合ワクチン（四種混合ワクチン） を使用し、初回接種については20 日以上の間隔をおいて3回、追加 接種については初回接種終了後6 月以上の間隔をおいて1回、それ ぞれ皮下に注射するものとし、接 種量は毎回0.5ミリリットルとす る。 (2) ジフテリア、百日せきおよび破 傷風について同時に行う第1期の

		<p>予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（三種混合ワクチン）を使用し、20日以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回、それぞれ皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。</p> <p>(3) 不活化ポリオワクチンの予防接種は、(1)と同じ接種方法および回数とする。</p>
ジフテリア破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン又は乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
日本脳炎	生後6月から生後90	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン

第1期	月に至るまでの間にある者	を、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）。
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。
結核 (BCG)	1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを上腕外側の中央部に滴下し、管針により1回行うものとし、2箇所接種とする。
H i b 感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合（標準的接種方法） ア 初回接種については27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて3回接種。 2回目、3回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと（追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種）。 イ 追加接種は、初回接種の最後

の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種すること。

(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合

ア 初回接種については27日（医師が必要と認めた場合は20日）以上、標準的には27日から56日までの間隔をおいて2回接種。2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は行わないこと（追加接種は接種可能。初回接種の最後の接種終了後27日以上、医師が必要と認めた場合は20日以上の間隔をおいて1回接種）。

イ 追加接種は初回接種の最後の接種終了後7月以上、標準的には13月までの間隔をおいて1回接種すること。

(3) 生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合

接種は1回とする。

(4) (1)から(3)までのワクチンは、いずれも乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。

<p>小児の肺炎球菌感染症</p>	<p>生後2月から生後60月に至るまでの間にある者</p>	<p>(1) 生後2月から生後7月に至るまでに接種開始する場合（標準的接種方法）</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で3回接種。ただし、初回2回目、3回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと。また、初回2回目の接種は生後12月に至るまでに行うこととし、超えた場合は初回3回目の接種は行わないこと（追加接種は実施可能）。</p> <p>イ 追加接種は初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降に1回接種。標準的には生後15月に至るまでの間に行う。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計4回までとする。</p> <p>(2) 生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでに接種開始する場合</p> <p>ア 初回接種は、標準的には生後12月までに27日以上の間隔で2回接種。ただし、初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は行わないこと（追加接種は実</p>
-------------------	-------------------------------	---

		<p>施可能)。</p> <p>イ 追加接種は、生後12月に至った日以降に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、1回接種すること。</p> <p>ウ アおよびイの接種回数は、計3回までとする。</p> <p>(3) 生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでに接種開始する場合 60日以上の間隔をおいて2回までの接種とする。</p> <p>(4) 生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでに接種開始する場合 1回までの接種とする。</p> <p>(5) (1)から(4)までのワクチンは、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p>
<p>ヒトパピローマウイルス感染症</p>	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子</p>	<p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔をおいて2回接種した後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回</p>

		<p>目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし筋肉内に注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上の間隔をおいて1回行う。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内に注射する。</p>
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	乾燥弱毒生水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種を行い、2回目は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて接種するものとする。接種量は、毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	組換え沈降B型肝炎ワクチンを27日以上の間隔をおいて2回皮下に注射した後、第1回目の注射から139日以上の間隔をおいて1回皮下に注射するものとし、摂取量は、毎回0.25ミリリットルとする。

<p>ロタウイルス 感染症</p>	<p>(1) 1 価 出生 6 週 0 日後 から出生 24 週 0 日 後までの間にある 者</p> <p>(2) 5 価 出生 6 週 0 日後 から出生 32 週 0 日 後までの間にある 者</p>	<p>経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与するものとし、接種量は毎回 1.5 ミリリットルとするか、又は 5 価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与するものとし、接種量は毎回 2 ミリリットルとする。</p>
<p>インフルエンザ</p>	<p>(1) 65 歳以上の者</p> <p>(2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつ者およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつ者（身体障害者手帳 1 級所持者）</p>	<p>インフルエンザの定期予防接種はインフルエンザ H A ワクチンを毎年度 1 回皮下に注射するものとし、接種量は 0.5 ミリリットルとする。</p>
<p>高齢者の肺炎 球菌感染症</p>	<p>(1) 65 歳の者</p> <p>(2) 60 歳以上 65 歳未満の者であって、</p>	<p>高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回、筋肉内又は</p>

	<p>心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをおよびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（身体障害者手帳1級所持者）</p>	<p>皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。</p>
--	--	---------------------------------------

2 予防接種を実施する期日等

(1) 期日

ア インフルエンザ

令和4年10月1日から令和5年2月28日までの間で各受託医療機関が定める実施日

イ ア以外の予防接種

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日

(2) 医師および場所

別表（省略）のとおり

3 予防接種の対象者から除かれる者

(1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者

(2) 明らかな発熱を呈している者

(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシ

一を呈したことがあることが明らかな者

(5) 麻しんおよび風しんに係る予防接種にあつては、妊娠していることが明らかな者

(6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(7) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者

(8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了した者を除く。）又は重症複合免疫不全症の所見が認められる者

(9) 高齢者の肺炎球菌感染症に係る予防接種の対象者にあつては、既に23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者

(10) その他予防接種を行うことが不適當な状態にある者

4 予防接種を受けるに際して医師と相談が必要な者

(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者

(2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者および全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者

(3) 過去にけいれんの既往のある者

(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者

(5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

(6) 結核の予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

5 各予防接種における個別の留意事項

(1) 日本脳炎

ア 予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号。以下「実施規則」という。）附則第2条の規定に基づく特例の対象者は、平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた者であって、平成22年3月31日までに日本脳炎の第1期の予防接種が終了していない者（生後6月から90月まで、又は9歳以上13歳未満にある者）とする。

(ア) 実施規則附則第2条第1項関係

残り2回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上の間隔をおいて2回接種する。第2期接種は、第1期終了後6日以上の間隔をおくこと。

(イ) 実施規則附則第2条第1項関係

残り1回の日本脳炎の予防接種を行う場合は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、1回接種すること。なお、既に接種済みの2回と今回の接種間隔については、6日以上の間隔をおくこと。

(ウ) 実施規則附則第2条第2項関係

日本脳炎の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより、6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については2回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。

イ 実施規則附則第3条の規定に基づく特例の対象者は、平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた者であって、20歳未満にある者（平成17年5月30日の積極的勧奨の差し控えによって第1期、第2期の接種が行われていない可能性がある者）とする。

(ア) 実施規則附則第3条第1項関係

残り3回の予防接種を行う場合（第1期の初回接種を1回受けた者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて残り2回の第1期接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(イ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り2回の予防接種を行う場合（第1期初回接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより6日以上の間隔をおいて第1期追加接種を行うこととし、第2期接種は、9歳以上の者に対して、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(ウ) 実施規則附則第3条第1項関係

残り1回の予防接種を行う場合（第1期の予防接種が終了した者）は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第2期接種として、9歳以上の者に対し、第1期終了後6日以上の間隔をおいて行う。

(エ) 実施規則附則第3条第2項から第5項まで関係

予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンにより第1期の初回接種として6日以上、標準的には6日から28日までの間隔をおいて2回、追加接種については初回接種後6月以上、標準的にはおおむね1年を経過した時期に1回接種する。第2期接種は、9歳以上の者に対して第1期終了後、6日以上の間隔をおいて1回接種する。

(2) ヒトパピローマウイルス感染症

ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種の対応について（勧告）」（平成25年6月14日付健発0614第1号厚生労働省健康局長通知）のとおりとする。

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広範な疼痛又は運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診に当たっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるよう留意すること。

ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者

イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことのある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をお

いて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、既に当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔をおいて1回の接種を行うこと。

(4) ロタウイルス感染症

ア 出生15週0日後以降の初回接種については安全性が確立されておらず、出生14週6日後までに初回接種を完了させることが望ましい。このため、定期接種の周知に当たっては、その旨を伝えること。

イ 出生15週0日後以降に初回接種を行う場合、上記について十分に説明を行い、同意を得られた場合に接種すること。

ウ ワクチン接種後に間欠的な啼泣や不機嫌、血便、嘔吐等腸重積症を疑う症状が被接種者にみられる場合は、速やかに医師の診察を受けさせるよう、接種時に保護者に対して説明すること。

(5) 高齢者の肺炎球菌感染症

平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者を加え、接種の対象者とする。

5 予防接種料金

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、麻しん、風しん、日本脳炎、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B型肝炎およびロタウイルス感染症の各定期の予防接種

無料

(2) インフルエンザ

各医療機関が設定する接種料金から委託料2,625円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は委託料3,225円を上限とし差し引いた額とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

(3) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期の予防接種

各医療機関が設定する接種料金から委託料5,251円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は各医療機関が設定する接種料金から6,251円を上限とし差し引いた額とする。ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料とする。

秋田市公告

秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年4月12日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託

(2) 業務期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

(3) 業務規模

本業務の参考業務規模は、5,335,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所等を有していること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、「都市計画及び地方計画」部門に登録されていること。

(4) 平成29年4月1日から令和4年3月31日の間に国又は地方公共団体等から、まちづくりに関する計画の策定業務を受託し、業務を完了した実績を有する者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立

て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国および本市を含む地方公共団体から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。

(7) 経営者、役員又は経営に事実上参加している者が、集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと。

3 手続等

(1) 実施要領の交付

ア 交付期間

令和4年4月12日（火）から同月22日（金）まで

イ 交付方法

実施要領は、都市総務課ホームページからの入手を原則とする。

(<https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/sonota-nyusatsu-keiyaku/1033852.html>)

また、希望者には都市総務課においても直接交付する（直接交付は、土曜日および日曜日を除く平日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）。

(2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和4年4月22日（金）午後5時

イ 提出場所 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市都市整備部都市総務課（秋田市役所4階）

電話番号 018-888-5762

F A X 018-888-5763

電子メール ro-urmn@city.akita.lg.jp

ウ 提出方法 電子メールによること。なお、送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出期限 令和4年5月16日（月）午後5時

イ 提出場所 3 (2)イに同じ

ウ 提出方法 3 (2)ウに同じ

4 審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから、秋田市中心市街地の活性化に関する計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案書を提出した者のうちから、審査委員会において企画提案書およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本業務における受託候補者を特定する。

5 その他

(1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する一切の費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出された書類等は、返却しない。

(3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

(4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。

(5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。

(6) 前号により公表する場合は、提出書類等の写しを作成し、使用することができるものとする。

(7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。

(8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年12月21日付け秋田市指令第7223号で許可した開発行為について、次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野281番2
- 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市太平黒沢字稲荷66番地
加 藤 尚 弥
秋田市太平黒沢字稲荷66番地
加 藤 柚 花

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 大久保 勝 之

住 所 青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 スーパードラッグアサヒ秋田広面店

所在地 秋田県秋田市広面字近藤堰越44番1 外

(3) 変更した事項

設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 荒 川 孝 男

青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

変更後 株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 大久保 勝 之

青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(4) 変更年月日

令和4年1月27日

(5) 変更理由

代表者が変更したため

2 届出年月日

令和4年4月14日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和4年4月22日から同年8月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和4年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および住所

名 称 株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 大久保 勝 之

住 所 青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 スーパードラッグアサヒ八橋店

所在地 秋田県秋田市寺内蛭根一丁目381番1

(3) 変更した事項

設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 荒 川 孝 男

青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

変更後 株式会社横浜ファーマシー

代表取締役 大久保 勝 之

青森県弘前市大字末広二丁目2番地10

(4) 変更年月日

令和4年1月27日

(5) 変更理由

代表者が変更したため

2 届出年月日

令和4年4月14日

3 関係書類の縦覧場所および期間

(1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間

令和4年4月22日から同年8月22日まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名および住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和4年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧に供する書類

農用地利用集積計画書

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階

秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和4年4月26日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

物件番号	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市御野場新町一丁目 30番311ほか1筆	雑種地ほか	181.77㎡	3,909,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者で当該年度にその事案があった者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所2階 2-A会議室
- (2) 入札 令和4年6月1日（水）午前10時

(入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで)

(3) 開札 入札締切後直ちに開札

4 入札心得および契約条項を示す場所

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課

5 入札保証金

(1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもって、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

(2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。

(3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。

(4) 落札者以外の入札参加者の入札保証金は当日還付する。

6 入札無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者、又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について、2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について、2人以上の入札参加者の代理人となった者のした入札

(5) 同一の入札について、他の入札参加者の代理人となった者のした入札

(6) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(7) 入札者の記名押印のない入札、もしくは金額その他記載事項が脱落し、もしくは不明瞭で確認できない入札又は金額を訂正した入札

(8) 郵送による入札

(9) 前各号に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

7 売買契約の締結

落札者は、市長が落札の通知を発した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。

8 契約保証金

(1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。

(2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。

9 売買代金

契約者は、契約締結後30日以内に、売買代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。

10 現地説明会

現地説明会は実施しない（入札参加者は事前に確認すること。）。

秋市選管公告

令和3年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

令和4年4月25日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

令和3年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	令和3年4月13日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第75、89投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	令和3年4月26、27、28日
申出者の氏名	株式会社あきぎんリサーチ& コンサルティング 代表取締役社長 石川 聡
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王3-2-1
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	令和3年6月14日
申出者の氏名	株式会社東京商工リサーチ 代表取締役社長 河原 光雄
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-3-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	令和3年7月1日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74投票区の選挙人名簿登録者

5

閲覧の年月日	令和3年7月15日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第74投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	令和3年8月24日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第75、89投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	令和3年8月24日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	意識調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第117～119投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	令和3年9月6、8日
申出者の氏名	一般財団法人秋田経済研究所 理事長 湊屋 隆夫
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王3-2-1
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	令和3年9月7日
申出者の氏名	一般社団法人共同通信社 社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第2、4、16、19、52、74、88投票区の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	令和3年9月17日
申出者の氏名	株式会社フィデア情報総研 代表取締役 伊藤 兵一
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王3-4-23
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

11

閲覧の年月日	令和3年10月8日
申出者の氏名	立憲民主党秋田県第1区総支部 代表 寺田 学
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市御野場1-1-9
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、76投票区の選挙人名簿登録者

12

閲覧の年月日	令和3年10月11、12日
申出者の氏名	株式会社ケー・シー・エス 秋田営業所 所長 岡田 和哉
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市山王2-2-17 山王ピアレスビル
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

13

閲覧の年月日	令和3年10月13、14日
申出者の氏名	立憲民主党秋田県第1区総支部 代表 寺田 学
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市御野場1-1-9
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37～40、76、77投票区の選挙人名簿登録者

14

閲覧の年月日	令和3年11月17日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第84投票区の選挙人名簿登録者

15

閲覧の年月日	令和3年11月24日
申出者の氏名	読売新聞東京本社編集局世論調査部 世論調査部長 湯本 浩司
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第52投票区の選挙人名簿登録者

16

閲覧の年月日	令和3年11月26日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第84投票区の選挙人名簿登録者

17

閲覧の年月日	令和3年11月29日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第27、84投票区の選挙人名簿登録者

18

閲覧の年月日	令和3年12月2日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	意識調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第8投票区の選挙人名簿登録者

19

閲覧の年月日	令和3年12月9日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第27、84投票区の選挙人名簿登録者

20

閲覧の年月日	令和3年12月13、14、20、21、23日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第27、84投票区の選挙人名簿登録者

21

閲覧の年月日	令和3年12月27日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第84投票区の選挙人名簿登録者

22

閲覧の年月日	令和4年1月6、7日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第84投票区の選挙人名簿登録者

23

閲覧の年月日	令和4年1月18、26日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、76投票区の選挙人名簿登録者

24

閲覧の年月日	令和4年2月1、3、15、17、24日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、76投票区の選挙人名簿登録者

25

閲覧の年月日	令和4年2月7、9、10日
申出者の氏名	船木 純
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第51、53、62投票区 of 選挙人名簿登録者

26

閲覧の年月日	令和4年2月7、14、21日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第31、84投票区 of 選挙人名簿登録者

27

閲覧の年月日	令和4年2月22日
申出者の氏名	一般社団法人中央調査社 会長 境 克彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、33、34投票区 of 選挙人名簿登録者

28

閲覧の年月日	令和4年2月25日、3月1、4、8、11、15、18、22、25日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第11、12投票区の選挙人名簿登録者

29

閲覧の年月日	令和4年3月3、7、10、14、17、24、28日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第37、76、77投票区の選挙人名簿登録者

30

閲覧の年月日	令和4年3月22日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田県秋田市中通5-1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第27、84投票区の選挙人名簿登録者

31

閲覧の年月日	令和4年3月23、24、25日
申出者の氏名	船木 純
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第51、53投票区の選挙人名簿登録者

32

閲覧の年月日	令和4年3月29日
申出者の氏名	安井 正浩
申出者が法人である場合にあつては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第86投票区の選挙人名簿登録者